

令和4年度第1回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会  
書面協議でいただいたご意見・ご質問とこれに対する回答

**1 「令和3年度事業実績について」に対するご意見・ご質問**

**【委員より】**

基幹相談支援センターについて、ニーズに対して必要な機能が足りている状況か。

また、地域生活支援拠点の緊急受け入れ体制について、現在の登録者数は何名か。利用の実績はどのようになっているか。やむを得ず利用を断るようなケースはあったか。現在、山形市の判断による緊急短期入所の利用となっているが、今後もその体制は変わらないか。

**【山形市回答】**

基幹相談支援センターにつきましては、現在、障がい者相談支援センターを受託する6事業所と山形市が連携を図り、その機能を担っております。今後も障がい者等からのニーズに対応し、地域の相談機関と連携しながら、総合的・専門的な相談支援の実施に努めて参ります。

令和3年1月から開始した緊急用の空床確保事業に関して、令和4年9月1日時点での利用登録者は55名で、緊急時の利用実績は30日となっております。これまでに、利用を断った事例はありませんが、医療的ケア等の専門性の高い支援を必要とする方が、施設での対応が出来ないことから利用登録に至らなかった事例があります。また、山形市では、計画相談支援事業者が緊急時に必要となるサービスについても相談を受け、支援計画を作成し、山形市が適正に障がい福祉サービスの支給決定を行うことで、個々の状況に合わせた緊急時の支援を行うこととしており、地域で安心して生活できるよう、円滑な緊急時の受け入れに努めてまいります。

**【委員より】**

コロナ渦においても、各部会で様々な会議、研修等を工夫しながら実施されていると感じる。

**【山形市回答】**

各専門部会の活動は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、ZOOM等を活用しながら実施しているところです。今後も関係機関と連携しながら課題解決に向けて取り組んでまいります。

**【委員より】**

専門部会が充実しているように感じる。断らないシステム作りを充実させて欲しい。

**【山形市回答】**

今後も関係機関と連携し、現状把握と課題整理を行い、課題解決に向けて協議・検討してまいります。

**【委員より】**

面的整備について複数の機関が分担して機能を担う体制と認識しているが、相談支援事業所の負担が重くなってしまうのではないかと。基幹相談支援センターを設置したほうが、情報を集約できるのではないかと。

**【山形市回答】**

山形市の基幹相談支援センターの設置については、自立支援協議会事務局会議で協議し、これまでどおり山形市と委託相談支援事業所が連携して機能を担うこととしております。なお、委託相談支援事業所が連携しながら、障がい者が安心して生活できるよう努めてまいります。

**【委員より】**

地域生活支援拠点の緊急受け入れ体制について、今は10年後「あの体験が生かされた」「緊急先を作っておいて良かった」となるような、土台作りの時期であると思う。作るだけでなく、実際に使えるシステムであるべきであり、経験してもらうために、待つのではなく利用を促すことも必要ではないかと。利用者の中には、夜寝ないから、声が大きいからなどの理由で利用を遠慮している家族が多いと感じる。事例がないことには検討することもできない。

**【山形市回答】**

委員のご意見のとおり、有効性のあるシステム作りと、そのための事例の検証は重要であることから、緊急時の支援や、サービス利用が困難であった事例については、主として自立支援協議会の事務局会議や相談支援部会において情報を共有し、利用しやすいサービスになるよう、改善策を検討しております。

また、山形市では、サービス利用者には計画相談支援事業所を通じて、新たに手帳を取得された方にはチラシを送付し、緊急時を想定したサービス利用の案内に努めております。

**【委員より】**

医療的ケア児者、高度障がい、重度化、高齢化に対応できる人材の養成の強化をお願いしたい。

**【山形市回答】**

人材養成については、県へ要望を伝えるとともに、今後も相談支援部会において、事例研究や共通の課題についての検討（グループスーパービジョン）を通し指導・助言及び人材育成を行います。

**【委員より】**

雇用受け入れ企業の拡大や工賃向上の取り組みは大変かと思われる。山形市社会福祉施設等連絡会等と中間的就労となるが、連携が可能と考えられる。山形市独自で障害者優先調達方針を出してはどうか。

**【山形市回答】**

就労支援部会において、ハローワーク等の関係支援機関との連携により研修会を開催し、障がい者の雇用拡大に取り組んでおります。また、工賃向上に向けた支援事業を次年度に計画しております。なお、優先調達に関しては、平成25年の制度施行以降において、毎年、「山形市障がい者就労施設等からの物品調達方針」を定め優先調達に取り組んでおります。

**【委員より】**

2年前に家族が病気により障がい者となった。就労のための情報がなく、どんな仕事につけるか本人は悩んでいたが、相談先が分からず、自分で就労移行支援事業所を調べ、一年間通所し、現在は就労している。病院との連携により、必要な方へ情報が提供されると良かった。

**【山形市回答】**

専門部会において本課題を共有し、入院中から必要な情報が提供され、退院後の円滑な支援に繋がられるよう医療機関を通じた就労に関する情報提供について検討して参ります。

**【委員より】**

訪問看護事業所を知的障がいや自閉症を持つ方が利用する、もしくは利用したい場合の仕組みを周知してもらいたい。

高齢化する保護者の中には、子供がグループホームで看取ってもらえるのか、身体的医療と介護保険サービスをどのように使っていくのか。年金の中で暮らしていけるのか等、不安に感じている。セミナーなどが開催できない今、事例なども含めて当事者たちに知らせてもらいたい。

**【山形市回答】**

訪問看護事業所のご利用をお考えの際は、まずは医療機関にご相談ください。

グループホームは、利用者の一般就労や事業所等の日中活動場所への通所を想定した居住サービスであることから、利用者の身体及び医療的支援の度合いが大きくなった場合、障がい者入所支援施設、介護老人保健施設及び医療機関等への移行が必要となることが考えられます。現在のサービス利用だけでなく、将来的なサービスの利用につきましても担当の相談支援専門員にご相談ください。

**【委員より】**

運動不足について、福祉センターや体育館などを利用して肥満対策に繋げてほしい。また、コパルを利用できるように検討していただきたい。

**【山形市回答】**

コパル（南部児童遊戯施設）を所管することも未来課に確認したところ、当該施設は、児童福祉法に定める「児童厚生施設」であり、18歳未満の児童を対象とした施設であることから、利用対象者を児童とその保護者としており、ご利用にあたっては、保護者（またはそれに準じる方）による付き添いを条件としておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、運動不足の解消等については、山形市健康ポイント事業SUKSK対象事業として、山形市健康づくり普及推進協議会が主催する体操教室が各地区のコミュニティセンターや市街地公民館において開催されておりますので、是非ご参加ください。

**【委員より】**

地域生活支援拠点整備の利用方法に関するチラシの作成の進捗状況はどうか。

**【山形市回答】**

令和4年9月下旬にチラシを作成し、障がい者手帳の新規取得者に対して順次配付しているほか、市内の障がい福祉サービス事業所にお知らせしています。なお、地域生活支援拠点等の機能の一部として緊急用に確保した空床は、障がい福祉サービスの短期入所の利用調整が出来なかった場合に備えたものですが、利用にあたっては障がい福祉サービスとして利用するものであり、既に計画相談支援事業を利用している方が必要とする場合は、まず当該計画相談支援事業者にご相談ください。

**【委員より】**

医療機関等からの障がい者に関する支援依頼を相談支援事業所が対応困難と断っている状況があるとあるが、詳しく教えて欲しい。

**【山形市回答】**

精神障がい者課題検討ワーキングにおいて、医療機関から、「相談支援事業所の中には、精神障がいの対応に不得手なので受け入れが消極的であったり、すでに多くのケースを抱えている等の理由で、受け入れが困難と断る事業所がある」との意見がありました。これを受けて、相談支援部会において、ケースが多く受け入れができない場合には、受け入れ可能な事業所へ必ず繋ぐよう、対応を改めて確認しました。また、精神障がいに不得手であり受け入れに消極的である状況について、受け入れに際しての不安を軽減するためには、本人の疾患や症状、対応方法の理解が必要であり、これには医療機関との連携が重要であることから、医療機関と相談支援事業所を対象とした研修会の開催を予定しています。

**【委員より】**

福祉避難所について希望者には提携ホテルを第一避難所にできるようにお願いしたい。福祉避難所についてホテルと交わした提携内容はどのようなものか。指定避難所で難しいなどと判断する時間、手間を考えると直接が望ましい。福祉避難所は本人のためのものだが、混乱している時の家族の負担も考えて欲しい。コロナの収束がみられない今、併せて、いつ起こるか分からない災害を考え早急に検討をお願いしたい。

**【山形市回答】**

山形市では、山形市ホテル協会と福祉避難所としての協定を締結しております。災害が発生した場合などには、障がい者を含めた要支援者等の避難先として、山形ホテル協会に対し、加盟している6つのホテルの空室状況の把握及び調整、要支援者等の宿泊の提供について、協力を要請します。また、災害時における要支援者の避難につきましては、令和3年5月に国の「福祉避難所の確保・運営のガイドライン」を改訂されたことを踏まえ、事前に受入れ調整を行ったうえで、福祉避難所への直接避難を安全かつ円滑に行える体制等について、見直しの検討を進めております。

**2 「山形市の障がい福祉について」に対するご意見・ご質問**

**【委員より】**

障がい者優先調達方針で毎年目標を達成しているが、目標金額が毎年同額となっている。調達量を向上させようとする意欲を感じられない。

**【山形市回答】**

平成25年の法律施行以降、継続して取り組んでおり、最低調達額として目標金額を設定しております。今後も目標額以上の調達を確保し、本市の全ての組織において調達拡大に取り組んでまいります。

**3 「山形市障がい福祉計画（第6期計画）及び**

**山形市障がい児福祉計画（第2期計画）の中間報告」に対するご意見・ご質問**

**【委員より】**

「1 施設入所者の地域生活の移行」は、令和4年度事業計画の安心生活部会の内容に繋がってくる。受け入れ内容等きめ細やかな地域生活移行が望まれる。「2 福祉施設から一般就労への移行」と命題はいいが、表記されている一般就労移行で、障がい者の経済的自立がどの程度見込まれるかという視点が必要ある。

**【山形市回答】**

「1 施設入所者の地域生活の移行」は、相談支援専門員、障がい者入所支援施設、移行先及び支援者等の関係機関と連携し、円滑な地域生活の移行に取り組んで参ります。「2 福祉施設から一般就労への移行」における障がい者の経済的自立については、頂いたご意見を踏まえ、就労支援部会で現状把握を行って参ります。

**【委員より】**

学習障がい児への合理的配慮が、学校内でなかなか進まないという声を聞いた。山形市内の学習障がい児のニーズをどの程度把握できているか。教育委員会ではどのように捉えているか。担任レベルでは、理解してもらえても、校長や学校全体の理解が難しいため、タブレット端末等の使用が認められず、環境整備に至っていないとのこと。発達障がい児者からの相談件数も増えているので、学校環境での合理的配慮についても計画に盛り込んでいけると良いのではないかと。

**【山形市回答】**

山形市では、各学校が学習障がい児に限らず、支援や配慮を要する児童生徒についてそれぞれの教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画をもとに指導を行っています。しかしながら、支援を必要とする児童生徒数の増加や支援内容の多様化にともない、各学校で十分な支援が行えていないところがあることも把握しております。そのため、学習障がい児の指導・支援について教育委員会主催で研修会を定期的に行い、学習障がい児を含め支援や配慮を要する児童生徒に対する合理的配慮や指導について研修を深めております。

タブレットの使用について市内の中学校では保護者からの申し出がある場合、学校で配布されたタブレットとは別に本人の実態に合わせたタブレットの使用を認めたり、その端末を利用した授業を進めたりしている例もあります。

また、学校等における合理的配慮に関しては、令和7年度からの「山形市第5次障がい者基本計画」の策定において、現状と課題を踏まえ、施策として盛り込むことを検討して参ります。

**4 「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について」に対するご意見・ご質問**

こちらでいただいたご意見・ご質問につきましては、当該事業所より令和4年度第2回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会で報告を行います。

**5 「令和4年度事業計画について」に対するご意見・ご質問**

**【委員より】**

課題の抽出や目標の設定が素晴らしい。ぜひ市の計画や施策へ反映させて欲しい。

**【山形市回答】**

地域共生社会の実現に向けた課題について、関係機関と連携しながら引き続き協議・検討を行い、山形市障がい者基本計画をはじめとする市の計画や施策に反映できるよう、努めてまいります。

**【委員より】**

相談支援事業所の基幹型体制の整備をお願いしたい。緊急時一時支援も夜間、祝日、休日を含めた24時間直接対応できる拠点が必要である。中心となる機関があれば、面的整備に繋がられる。

**【山形市回答】**

基幹相談支援センターにつきましては、現在、障がい者相談支援センターを受託する6事業所と山形市が連携を図っており、休日及び祝日を含め24時間の連絡体制を確保しております。今後も委託相談支援事業所が連携し、地域における相談支援の中心的な役割を果たして参ります。

**【委員より】**

事務局会議での地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた協議について詳しくご報告いただきたい。

**【山形市回答】**

地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた協議につきましては、令和4年度第2回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会で報告を行います。

**【委員より】**

ケース検討会や研修会、意見交換会等は部会内に留まらず、横断的に委員が参加可能となれば、様々な視点からの取り組みの進展に繋がる。

**【山形市回答】**

委員より頂いたご意見を山形市障がい者自立支援協議会専門部会において情報共有し、今後、研修会開催を企画する際に委員の参加について検討してまいります。

**【委員より】**

前年度の実績を踏まえ課題を解決するために、本年度の計画を策定すると思うが、それが盛り込まれているか疑問である。

**【山形市回答】**

各専門部会の年間計画は、各専門部会の中心となる相談支援事業所と山形市において協議し、前年度に設定した目標を検証したうえで、今年度の事業計画を策定しております。引き続き委員より計画の進捗状況に対するご意見をいただきながら、目標達成に向けてPDCAサイクルに沿った取組を進めてまいります。

**【委員より】**

生活介護事業所や就労継続支援 B 型事業所の利用を辞め、自宅で生活している方の話を聞くようになった。トラブル等により、事業所の利用を辞めざるを得なかった方が多く、新たに事業所を探すが、見つからないのが現実である。利用者の中には、山形市から南陽市まで送迎している方もいる。事業所の定員を増やすことはできないか。

**【山形市回答】**

生活介護事業所や就労継続支援 B 型事業所等の指定障がい福祉サービス事業所の定員数は、人員基準、設備基準及び運営基準を満たした上で事業所から指導監査課へ指定の変更届出が必要となります。利用に関するご相談や、事業所をお探しの際は、まず担当の相談支援専門員にご相談ください。今後、山形市障がい者自立支援支援協議会専門部会において本課題を共有し、現状を把握した上で、対応について協議して参ります。

## 6 その他、全体としてご意見・ご質問

**【委員より】**

緊急時において大事なのは受け入れる側の都合ではなく、不安定な状況にいる本人を低リスクで受け入れる環境を整備すること。緊急受け入れ先を増やし、選択できる仕組みも必要であると考える。

**【山形市回答】**

緊急時の受け入れ機能としてショートステイ先の確保は不可欠であることから、利用者が選択できるよう受入れ人数の拡充に向けて、事業所に協力を求めてまいります。

**【委員より】**

療育手帳保持者の生活状況は把握されているか。生活状況を調査したことはあるか。

**【山形市回答】**

令和2年11月に山形市障がい福祉計画（第6期計画）及び障がい児福祉計画（第2期計画）を策定するにあたり、療育手帳を保持する者を含めた障がい福祉サービス利用者を対象にしたアンケート調査により、生活状況の調査を実施しております。令和5年度には、次期福祉計画の策定のため、障がいのある方、ご家族及び障がい福祉サービス事業者に対するアンケート調査を実施する予定です。今後も障がいのある方の生活状況等を把握するよう努めて参ります。